

今年(平成27年)6月1日に、日本年金機構から約125万件の個人情報が見えられたとの発表がなされた。この発表がなされたからもう2週間が過ぎたというのに、新聞報道を見る限りでは、感染した27台のパソコン解析はしているものの、ルート解明が難航しているとか、被害者に対する損害賠償とか、通常の情報漏えい事件と同様の視点からの発表・報道が目立つ。

その意味では、このハッカーは1年後であれば「個人番号」という裏市場でも大変価値の高い、裏社会における裏データベースの効率性に格段の変革をもたらす情報を盗めたのに、なぜいまの時期に盗んだのか、という奇妙な疑問すら浮かんでくる。

この発想からすれば、今回のハッカーの動機は経済的なものではなく、マイナンバー制に対する警告であるという風説も信憑性を帯びている。

そして、皮肉的な物言いをすれば、このハッカーの警告を政府も報道機関も「正しく」受け止めていない、あるいはハッカーの警

告の意味をきちんと理解していないといわざるを得ない。

私は、このハッカーの警告の意味は、「マイナンバーシステムの全体プロセスに対する個人番号漏えいのリスクアセスメントとリスクコントロールが決定的に不十分であることが露呈されたのだから、この対策が完了することをマイナンバー制実施の必須の前提としなければならぬ」と理解すべきであると考えます。

マイナンバーの中核的システムにおいては中間サーバも含めて、「個人番号」が流出しないように厳重なセキュリティ対策が施されていることは、公表されている資料を前提とすれば認めてよいと思う。

しかし、マイナンバーシ

ステムの全体的プロセスには、二つの大きなリスクプロセスが存在する。

その一つが中核的システムに個人情報を提供する事業者における、個人番号の収集・管理・提供のプロセスである。

二つ目は、中核的システムから業務のために個人番号を含む個人情報を受け取り利用する機関のプロセスである。

今回は、この二つ目のプロセスにおけるリスクコントロールの欠落が明らかとなった。

マイナンバーシステムという技術が社会的有用性を有することは明らかであるが、年金機構および税務事務所における「個人番号流出リスク」という脆弱性に対する分析・コントロールを実施完了しないまま技術を使うことは、「セキュリティの基本原理」に反することである。

それは、安全操縦技術を有しない者に運転免許を与えるのと同じであり、断じて許されない。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT-ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。



藤谷 護人

# マイナンバー制は大丈夫か

今年6月1日に、日本年金機構から約125万件の個人情報が見えられた。今回のハッカーの動機はマイナンバー制に対する警告であるという風説も出ている。もし、今回のサイバー攻撃がマイナンバー制施行後だったらどうなっていたのか。このままマイナンバー制を施行して大丈夫なのか。